

第27回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年9月22日（月） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君	13 番 塩見 秀雄君
14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君	18 番 齋藤 哲君
19 番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 10 番 仲佐 久子君

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第112号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第111号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 6	報第112号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

○午後2時05分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第27回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 6 番 足立委員、7 番 北中委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第111号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので審議を求めるものです。3ページから5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は7件で、所有権移転が7件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具の所有はありません。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約300m、農機具は田植え機1台、トラクター5台、乾燥機5台、コンバイン3台を所有しています。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。

3番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は小型耕運機1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人、母の計2名となります。この農地の対価は、■■です。

4番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は1km以内、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

5番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具はトラクター1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、父の2名となります。この農地の対価は、■■です。

6番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、妻、子の計3名となります。この農地の対価は、■■です。

7番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は500m以内、農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン3台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人、妻の計2名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と6番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。まず1番案件からご説明をいたします。譲渡人は現在、施設に入っておりまして、家族が該当地を最低限管理をしておりましたが、譲受人がちょうど自宅の隣接する該当地でございまして、野菜作り等に使いたいということで譲渡の話がまとまりました。いずれにつきましても影響はない、今まで通り管理され、実際に野菜等を栽培するということで、周辺に与える影響はございません。

続きまして6番案件でございますけれども、対象の農地につきましては譲受人が管理を委託されておりまして、今まで養蜂業をそこで営んでおりました。今回、相続した関係で県外にいてということで、耕作ができないということから譲渡の話がまとまったものでございます。引き続き、従来通り耕作をいたしますので周辺に与える影響はございません。以上であります。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。2番案件につきましてご説明いたします。譲受人は現在、譲渡人の田んぼを全部約18年位前から耕作しておりまして、今回、大型圃場整備の関係で所有権を移転するものであります。譲受人は担い手であり、また認定農業者でもあり、積極的に農業をしておられます。現在も耕作をしておりますので、周りに影響を与えるものではございません。以上です。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について 2番 添田委員 お願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。3番案件について説明いたします。譲渡人は母親が2、3年前に亡くなり相続したものです。譲受人はその実家を購入し野菜作りをしたいということです。近隣の方に聞きますと、申請地は敷地に面しており、草ボウボウよりもきちんと管理してもらった方が良いじゃないかということで、他に与える影響はありませんので、問題ないと思います。以上、終わります。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊です。4番案件についてご説明いたします。この案件は同町内での所有権移転となります。申請地は耕作されていない農地でございます。譲受人は今後、畑として利用されるそうです。従いまして周辺農地等への影響はなく、より良い環境になると考えます。委員の皆さまのご審議よろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

5番の案件について 9番 武上委員 お願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上でございます。5番案件につきましてご説明させていただきます。譲渡人は今、神奈川県の方に住んでおりまして、なかなか耕作が帰ってできないということでございます。譲受人の方は今までこの方の農地を管理されておりまして、この度このように引き受けるという形になりました。今まで管理されておりましたので、これからも周辺農地に影響を与えることはないと思います。よろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

7番の案件について 4番 横山委員 お願いします。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。譲渡人は現在、20年位前から神戸に住んでおりまして、それ以降、譲受人が委託されて耕作をしておりました。今回、とても帰って来れないので全部売買したいということで、譲受人に打診しましたところ了解を得られましたので、今回の申請に至ったものです。今後も引き続き譲受人が耕作いたし

ますので、現状は問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1番から7番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から7番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第112号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第112号についてご説明いたします。6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので審議を求めるものです。7ページに案件の内容、8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、公共農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。転用の目的は進入路の敷設で、権利の種類は所有権の移転です。本件はすでに進入路として利用されているため、追認案件となっており、申請書には始末書が添付されています。譲受人が、ビニールハウスがある土地への進入路を譲り受けようとした際に、当該土地が農地であることが判明しました。この進入路は、譲渡人の亡き伯父が農地法による農地利用の制限の認識がなく無許可で整備され、現在に至っています。申請地は道路から最短距離でつながることができることから、最適な土地であります。これは申請に係る農地に代わる周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えております。従って、申請者についても過去に違法転用がなく悪質性はないことから、転用目的、許可条項等については適当と考えています。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 7番 北中委員 お願いします。

7番：北中 宏一君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 2 班 2 番 添田委員 お願いします。

2 番：添田 俊之君

2 番 添田です。今月の調査班は 2 班で、案件は 1 件でした。今月 19 日、永塚班長、渡邊委員、吉村委員、北川委員、木戸委員、私の 6 名、また、事務局から遠藤係長、越野主任で行いました。13 時 30 分、事務局の説明を受け、現地では地元委員の北中委員から説明を受けました。この案件については先ほど事務局から説明がありましたが、10 年前に伯父が進入路として作ったもので、伯父が亡くなった後、相続したときにこれが農地だということが発覚したものです。この件については譲渡人も農業委員会等に相談されておったようです。現状はコンクリート舗装がすでにされており、雨水は道路側溝に流れ、他に影響はないものと考えます。また、譲受人は土地改良区等に始末書を提出し、過去に違反もなく追認で許可妥当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については許可することで決定されました。

○日程第 5

議長：齋藤 哲君

日程第 5 報第 111 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第 111 号についてご説明いたします。9 ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第 3 条の 3 の規定による届出がありましたので報告するものです。10 ページから 13 ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5 件で、相続が 5 件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第112号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第112号についてご説明します。14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知があったので報告するものです。15ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第27回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時29分 閉会